

先生各位

検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発 0330 第 8 号にて検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 平成 24 年 4 月 1 日より適用

《新規収載項目》

新方法

検査項目	実施料 判断料	医科点数表区分	当社実施状況
HER2 遺伝子標本作製	2,700 点 病理 (150 点)	N005 HER2 遺伝子標本作製	未実施
	注 釈		
	HER2 遺伝子標本作製 (1) HER2 遺伝子標本作製は、抗 HER2 ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH 法、SISH 法又は CISH 法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に 1 回を限度として算定する。 (2) 本標本作製と免疫染色 (免疫抗体法) 病理組織標本作製を同一の目的で実施した場合は、3,050 点を算定する。		

新項目

検査項目	実施料 判断料	医科点数表区分	当社実施状況
ALK 融合遺伝子標本作製	6,520 点 病理 (150 点)	「D006-4」遺伝学的検査および「D006-9」のWT1mRNA に準じる	
	注 釈		
	ALK 融合遺伝子標本作製 ア.ALK 融合遺伝子標本作製は、ALK 阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH 法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に 1 回を限度として算定する。 イ.ALK 融合遺伝子標本作製は遺伝学的検査及び WT1mRNA の所定点数を併せて算定する。その際、遺伝学的検査及び WT1mRNA に係る判断料は算定せず、病理診断に係る費用を算定する。		
CCR4 タンパク (免疫染色病理組織標本による場合) IHC 法	10,000 点 病理 (150 点)	「D023」微生物核酸同定・定量検査の「12」HIV-ジェノタイプ薬物耐性および「D006-4」遺伝学的検査に準じる	未実施
	注 釈		
	CCR4 タンパク (免疫染色病理組織標本による場合) ア.CCR4 タンパク (免疫染色組織標本による場合) を行った場合は、遺伝学的検査及び微生物核酸同定・定量検査の HIV ジェノタイプ薬物耐性の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、免疫染色病理組織標本による場合は、病理に係る判断料のみを算定する。 イ.CCR4 タンパク (免疫染色病理組織標本による場合) 及び CCR4 タンパク (フローサイトメトリー法による場合) を同一の目的で行った場合には、原則としていずれか一方のみを算定する。ただし、必要があつて併せて行った場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を記載し、いずれの点数も算定できる。		
CCR4 タンパク (フローサイトメトリー法による場合) フローサイトメトリー法	10,000 点 血液 (125 点)	「D023」微生物核酸同定・定量検査の「12」HIV-ジェノタイプ薬物耐性および「D006-4」遺伝学的検査に準じる	
	注 釈		
	CCR4 タンパク (フローサイトメトリー法による場合) ア.CCR4 タンパク (フローサイトメトリー法による場合) を行った場合は、遺伝学的検査及び微生物核酸同定・定量検査の HIV ジェノタイプ薬物耐性の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、フローサイトメトリー法による場合は、遺伝学的検査に係る判断料のみを算定する。 イ.CCR4 タンパク (フローサイトメトリー法による場合) 及び CCR4 タンパク (免疫染色病理組織標本による場合) を同一の目的で行った場合には、原則としていずれか一方のみを算定する。ただし、必要があつて併せて行った場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を記載し、いずれの点数も算定できる。		